

吉賀町特別職報酬等審議会答申書

1 審議会の運営等について

諮問を受け、令和7年6月4日、6月25日、7月9日、7月22日、8月6日の5回にわたり審議会を開催した。諮問内容は次のとおりである。

1、諮問内容

- (1) 町長、副町長及び教育長の給料はいくらにすべきか。
- (2) 町議会議員の議員報酬はいくらにすべきか。
- (3) 行政委員、附属機関及びその他の特別職の報酬はいくらにすべきか。
- (4) 改定をずるとした場合、上記(1)から(3)までの実施時期はいつからとすべきか。

2、答申期限

令和7年8月上旬まで。

審議会においては各分野から選任された委員と公募委員が公平中立の立場に基づき、吉賀町の財政状況、県内町村や全国類似町村との比較、職務内容や活動状況、担当課意見等幅広い情報を参考としつつ、自由な意見交換により審議を行った結果、以下答申書を取りまとめた。

2 審議結果及び意見

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額

職名	現行	答申	差額
町長	720,000 円/月	720,000 円/月	0 円/月
副町長	607,500 円/月	607,500 円/月	0 円/月
教育長	572,500 円/月	572,500 円/月	0 円/月

町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）の給料は、平成17年10月の合併時に旧六日市町と旧柿木村との平均額（以下「算定基礎額」という。）から10%の削減が行われたが、平成28年4月から算定基礎額に改定され現行の額となっている。

特別給（期末手当）の支給率については、令和4年以降改定は見送られ3.10となっている。

最近の県内町村（11町村）及び全国類似町村（74町村）の月額比較では、町長、副町長はおよそ中位に位置し、教育長は上位にあるものの著しく高額とはなっていない。

町の財政状況の説明では、今後の推計では大変厳しいものが示され、令和2年度の審議会から本年の審議会までの間における特徴点として、公債費の増加、制度改正による人件費の増加、物価高騰等による物件費の増加、病院の公設民営化が挙げられている。

社会状況は、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の「5類移行」による変化の中、政府が推進する賃上げ支援施策や全国的な最低賃金の上昇、光熱費や食料品等の物価高騰等が加速しており、この状況は本町においても例外ではない。

そして、吉賀町の人口減少・少子高齢化は引き続き進行しており、今後も同様の見込

みとなっている。

人事院勧告による国家公務員の給与改定及び人事委員会勧告による島根県職員の給与改定の状況は、令和4年から連続して月例級及び特別給のプラス改定が実施されており、吉賀町職員においても同様に改定されている。

町長等の給料は、令和5年度と令和6年度の2年間、自主的に減額が実施されているが、このこと自体は審議が困難なため、現行の額について審議した。

以上、様々な観点から審議した結果、当審議会は上記のとおり「据え置き」が妥当と判断する。

なお、町長等におかれては、町の向かうべき方向と目標を職員と共有され、全ての職員が同一目線でそれぞれの職務を果たし、町民と共に町づくりを推進されるよう強く要望する。

(2) 町議会議員の議員報酬の額

職名	現行	答申	差額
議長	288,500 円/月	317,400 円/月	28,900 円/月
副議長	240,000 円/月	264,000 円/月	24,000 円/月
委員長	213,500 円/月	234,900 円/月	21,400 円/月
議員	203,500 円/月	223,900 円/月	20,400 円/月

町議会議員の報酬の額は、平成17年10月の合併時に算定基礎額から10%の削減が行われたが、平成28年4月から算定基礎額に改定され現行の額となっている。

特別給（期末手当）の支給率については、平成18年から現在まで3.35となっている。

最近の県内町村（11町村）の状況は、令和6年度から令和7年度において6団体が改定又は改定予定、吉賀町を含む2団体が検討中、3団体が未定という状況である。改定又は改定予定となっている6団体の状況は、算定根拠を原価方式又は合併当時の役場職員（高卒）初任給の上昇率により算定しており、その増額率は11%から31%となっている。

この改定の背景には、「なり手不足問題」の深刻化をふまえ、令和6年5月に全国町村議会議長会で「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」が、令和6年8月に島根県町村議会議長会で「議員報酬の適正化に関する決議」がなされていることがある。これを受け吉賀町議会も令和7年3月に「吉賀町議会議員の報酬改定についての要請書」を吉賀町長へ提出されている。

この要請書には、議員のなり手不足問題が深刻化し、その要因として低額な議員報酬が大きな一因であるとしたうえで「議会全員協議会における協議や議会報告会等での町民の意見聴取、町職員高卒初任給の推移、県内民間事業所の毎月勤労統計の数値、県内他町村議会の動向を調査し、更には年金、退職金制度がないことも考慮した結果、現在の報酬月額120%水準に引き上げるべきとの結論に至った」とある。

また、審議会に議会議長に出席いただき、要請書の内容、議会における報酬額及び定

数の協議や議会改革の取り組み状況の説明を受けた。

町の財政、町内外の社会情勢、町職員の給与及び町長等の給料等の状況は、前述（１）に記載したとおりである。

委員からは、「議員の活動が見えない」、「議会の活動が伝わってこない」、「一般質問の質疑がわかりにくい」と厳しい意見が出された一方で、「議会報告会の開催など改革に向け努力されている」と評価する意見や「なり手不足解消や多様な人材の参画を促すためには報酬の見直しは必要」といった意見があった。また、「報酬を引き上げることとし、その原資は定数削減による減額分を充てる」といった議員定数に関する意見もあったが、このこと自体は当審議会の所掌事項ではないことから、二次的要素として整理しつつ審議をすすめた。

以上、様々な観点から審議した結果、当審議会は上記のとおり「１０％の引上げ」が妥当と判断する。改定時期は、次期議会議員改選後から実施することが妥当と判断する。

なお、議員定数について引き続き検討を継続していただくことと、「議会（議員）は変わった」と町民が実感できるよう様々な取り組みを通じた不断の議会改革を強力に進めていただくことを強く要望する。このことが、延いてはなり手不足問題の解消即ち次代の議会人育成につながるよう期待することを付記する。

（３）行政委員、附属機関及びその他の特別職の報酬の額

【行政委員会】

職名		現行	答申	差額
教育委員会	委員	246,100 円/年	246,100 円/年	0 円/年
選挙管理委員会	委員長	7,900 円/日	7,900 円/日	0 円/日
	委員	7,500 円/日	7,500 円/日	0 円/日
監査委員	代表監査委員	9,900 円/日	9,900 円/日	0 円/日
	議会選出委員	8,300 円/日	8,300 円/日	0 円/日
固定資産評価審査委員会	委員長	6,500 円/日	6,500 円/日	0 円/日
	委員	6,300 円/日	6,300 円/日	0 円/日
農業委員会	会長	232,800 円/年	267,800 円/年	35,000 円/年
	委員	201,900 円/年	232,200 円/年	30,300 円/年
	農地利用最適化推進委員	201,900 円/年	232,200 円/年	30,300 円/年

【附属機関及びその他の特別職】

消防団	団長	88,900 円/年	88,900 円/年	0 円/年
	副団長	69,000 円/年	69,000 円/年	0 円/年
	分団長	50,900 円/年	50,900 円/年	0 円/年
	副分団長	45,500 円/年	45,500 円/年	0 円/年
	部長	40,000 円/年	40,000 円/年	0 円/年
	班長	37,000 円/年	37,000 円/年	0 円/年

	団員	36,500 円/年	36,500 円/年	0 円/年
民生相談員	会長	121,200 円/年	121,200 円/年	0 円/年
	相談員	109,300 円/年	109,300 円/年	0 円/年
スポーツ推進員		39,000 円/年	39,000 円/年	0 円/年
その他付属機関	委員長等	6,500 円/日	6,500 円/日	0 円/日
	委員	6,300 円/日	6,300 円/日	0 円/日

行政委員、附属機関及びその他の特別職の報酬の額は、平成17年10月の合併時に算定基礎額から5%の削減が行われ今日まで据え置かれているものがある。

消防団の報酬は、令和4年の報酬審議会の審議・答申を経て、令和5年4月1日から現行の額に改定されている。

県内近隣自治体の比較では、地域による差異が認められるものの、改定を行うほどのものではない。

出勤・出動数や業務内容においては、農業委員会を除き、大きく変化したものはない。

町の財政、町内外の社会情勢、町職員の給与及び町長等の給料等の状況は、前述(1)に記載したとおりである。

農業委員会については、令和3年1月の審議会答申で、「平成28年の法改正の変更の主旨からすれば、その職務の重要性がさらに増大していることは十分理解できるものの、報酬額を改定するという判断には至らなかった。今後、より明確な判断基準や判断材料が明らかになれば、次期審議会に諮問されるよう要請する。」としており、今回は審議会に農業委員会会長に出席いただき、法改正後の業務内容の変化及び具体的な農地利用最適化活動の内容のほか町の農業全般にわたる状況、さらに令和5年4月から新たな業務として加わった地域計画策定に関する説明を受けた。委員からは、「遊休農地対策など今後業務量の増加が見込まれる」、「既に業務量が増えており報酬額を見直すべき」、「新規参入促進活動やUIターン者の対応は今後ますます重要性を増し、同時に農業委員会の責任や期待するものも大きくなる」という意見があった。

以上、様々な観点から審議した結果、当審議会は上記のとおり農業委員会については「15%の引上げ」、農業委員会以外については「据え置き」が妥当と判断する。改定時期は、令和8年4月1日から実施することが妥当と判断する。

なお、消防団の報酬については、当審議会の審議を経て、令和5年4月から改定している。この時の答申では、団員確保のための一環さらには団員の士気向上を理由として増額改定を妥当と判断したものの、残念ながら団員数の減少傾向に歯止めがかかっていない。改定から間もないとはいえ、今後より一層の団員確保に向けた取り組みを強化されるよう要望することを付記する。

3 付帯意見

本答申は、町長等の給料が本来どれくらいの水準にあるのが適正なのかを議論し、それぞれの職責や財政状況及び県内他町村の状況等を踏まえたものであるが、特別職の報酬等

の額については、当審議会条例の制定の趣旨からもその水準について適時検討すべき案件と考えられ、また、それぞれの職責や業務内容も社会情勢の変化等に影響を受ける要素も含んでいることから、当審議会を適切な時期に開催されたい。

なお、この答申については、町長等の給料や町議会議員の報酬等の改正の経緯を知っていただくため、町広報や町ホームページにも公開し、広く住民に周知されることを要望する。

令和7年8月6日

吉賀町特別職報酬等審議会

会 長	竹 中 和 博
職務代理	山 脇 裕 子
委 員	大 庭 和 子
委 員	栩 木 英 一
委 員	橋 本 智恵美
委 員	村 上 勝 宜
委 員	村 本 静 江